

平成26年度第1回

大阪府子ども施策審議会幼保連携型認定こども園認可部会

日 時：平成26年12月22日（月）
午後1時から午後3時まで
場 所：プリムローズ大阪 「松寿」

【事務局】

(議事1について説明)

【部会長】

はい。ありがとうございました。今の提案・ご説明に対して、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

【委員各位】

異議なし。

【部会長】

よろしいですか。それではこの申し合わせに沿って、今後、審議を進めていくということとでよろしく願いいたします。

それでは議事に、引き続き事務局からお願いいたします。

【事務局】

(議事2について説明)

【部会長】

はい。ありがとうございました。非常に膨大な資料とたくさんのご説明で何ですが、ぜひ、ここで皆さん、ご意見、ご質問お願いいたします。

【委員】

先ほどの資料10のタイムスケジュールですが、運用上の取り扱いのところでおっしゃったように、例年1月か2月、このような形で出てきて、3月に決めるとおっしゃいましたが、これは今年度に限ってではなくて、ルーチンワークとして、そのような進み方になりますか。

【事務局】

今年度はこのようにせざるを得ないのですが、来年にはもう少し前倒ししたいと思いません。

【委員】

と言いますのは、1号と2号の子どもについては、豊中市の当局にも要望を出していますが、従前、私立幼稚園は10月1日に入園を決定させていただいていた時期、この時期には次年度の入園の受付をしたいと申し上げたのです。教員の配置や次年度計画を立てますのに、近々の3月に決まって、それでは4月からとはいかないわけですから、そのようなことも考えてお願いしているわけですが、そのように考えますと、どちらかと言うと、5月、6月から8月までの間に、今の事務手続きが行われないと、その翌年の募集をすることがわれわれはできないということになります。

2号の子どもは、緊急で非常に福祉が必要であるということで、その後に現れる可能性があるというのが市町村の一定の弁明なのですが、もちろんその方々については、一定の枠を残しておいて、10月1日に、ある程度、予想できる2号の方の募集をさせていただくということを要求していて、大阪市は、10月1日の募集が実現しておりますので、大

阪市の幼保連携型等になれる所は、大阪市が認可をされることになったとしても、スケジュールとしては同時並行でいかないと、大阪市が先にいっていて、大阪府がずうっと後でしか出ないというのでは困るということになります。このあたり少し、次年度以降、ぜひ、ご検討いただきたいのです。

【事務局】

検討いたします。

【委員】

すみません。今、安家先生のご意見で、2号認定も10月1日にということでしょうか。

【委員】

はい。

【委員】

今の現行でいくと、市町村の2号認定は、ほぼ1月末、2月になっているのです。大阪さんがどのような状況で10月にされるかどうかはわかりませんが、大阪府下のほとんどの市町村さんは、多分、10月1日の決定というのはできないと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

【委員】

従前の保育所の入園の手続きは11月ぐらいから申し込んで、1月末か2月に決定というのが従前のパターンなのですが、保育所の従来が措置制度であって、措置制度の中で市町村が担う役割を委託されている施設の性格を持っております。その段階ですので、市として、例えば豊中市ですと、100人の定員のところに2月にふたを開けてみたら、60人しか集まっていないと、その場合には9割の運営費の保障をかけてくださっているわけです。そのような保障制度があるということを前提で、2月でもいいでしょうという話なわけですが、今回のケースの場合は、あくまでも直接入所、そして、法定代理受領という従来の子私立幼稚園のスキームで今回の制度が出発しているので、それを考えると、2月に決定されていたのでは、われわれは手も足も出ないと、余剰な教員、職員を抱えて4月を迎えるということは、現実的には不可能なのです。

【委員】

当初、制度そのもののスタートは、そのような捉え方からスタートしたかと思いますが、児福法の第二十四条が残ったがゆえに、調整・斡旋というのは市町村が入ります。2号認定、3号認定については入ります。2号認定の調整・斡旋が10月1日段階でできているというのが危惧するところであって、当然、先生がおっしゃるように、直接契約と代理受領、この2つの理屈からいけば、おっしゃるとおりだと思いますし、僕らもその制度の議論をスタートした当時には、とても気にしながら、われわれも10月1日に2号、3号も同時募集かということで、先生がおっしゃっているとおりだったのですが、ただ、第二十四条が残ったゆえに、市町村での調整・斡旋というある程度、保育認定と調整・斡旋は同時に行われるという状況の中でいきますと、多分、10月1日というのは、大阪府下の市

町村では、今の現状でいくと不可能に近いのかと思います。

【委員】

すべての子どもを調整・斡旋するということにはならないと思います。10月の段階で、大方の方がそこで決めても、1号と2号の場合はほぼ問題がなくて、ただ、レアのケースとしては、先ほど申し上げたように、障がいがあって、どうしても来年4月から園に入りたいという方々が出て来られたり、突然一人親家庭になったので入りたいという方が出て来られたり、そのようなケースは当然生まれてきますので、その分については、若干定数として残して、10月1日にはどうかというのが案なのです。

当然その方々は点数が高い、要件が高いので、前に来られます。入って来られるケースが高いわけですから、その方の分のためということで、選考の段階までの間に、その分を少し残して10月に募集する方法はどうかと申し上げております。

【委員】

それは理解できますが、市町村の対応が、全市町村的に大阪府下できるかどうかということ、僕は疑問が残りますし、多分、今の市町村の体制からいくと、無理ではないかと思えます。

今の募集時期が、おっしゃっていただいたように、ほぼ10月末までを募集時期とするわけですから、それを前倒しだと9月に募集を始めたとしても、1か月で調整ができるかどうかというところが、僕個人的には難しいかと思うところと、その体制が豊中市さんのようにできる所、また、大阪市さんのようにしようとする所と、衛星都市の中で、できるかできないかとか、現行、精一杯の所もたくさんありますので、そのような所の調整が、逆にある市町村だけが10月1日で、ほかの市町村は1月、2月となったときに、広域になったときのずれも出てくるのかと思います。10月1日、早く決まる所については、早期募集で申請が挙がる訳ですから、このようなところの調整も出てくるのかと思います。

【委員】

今回、第二十四条が残ったことと、従来の私立幼稚園が運営をしてきたこととぶつかっているわけです。両方ともがある程度オープンにならないと、保育所側に寄った制度ですと言われてしまうと、私立幼稚園はとてもやりにくい状態になるわけです。先ほど申し上げたように、従来、私も保育所をやっていたわけですが、市町村の委託だからということで、かなり手厚い施設としての保護を受けているわけですが、私立幼稚園の場合、そのような保護を市町村から受けることはありません。そこをどのようにすり合わせるかで、テクニカルな問題として、11月がどうかということがあったとしても、考え方として、そのようなことを入れていかないと、われわれ現実的には運営はできないということに陥っていきます。待機児童は、現実には解消していかないとこの憂き目にもなるので、そのあたりをどのようにするか考える必要があるかと思えます。

【委員】

そこについては、多分、そうでしょうし、あまりこれ以上お話をしていたら、ほかの時

間ももったいないですからこのあたりで。

【部会長】

はい。ありがとうございます。

方向性が、「今、では、10月1日にすべて揃えましょう」ということではないですから、今後ご意見として検討していくということですね。

【委員】

そのようにならないと、私立幼稚園が幼保連携型認定こども園に踏み込んでいくことは難しいと思います。

【部会長】

意見として、明らかに10月1日にすべきだというご意見ということですか。

【委員】

例えば今の関連で言いますと、10月1日の段階で、1号だけ決めればいいではないですかと言われると、従来1号の子どもたちをわれわれ受け入れているわけです。2号の子どもの定員枠は少し残してあると。その分だけは2月に決まるのですというケースは考えられます。ところが、1号と言っておられる方々の中に、隠れ2号がいっぱいいるのです。ここの枠を同時にやらないと、本当は2号でいきたかったが、とりあえず1号で入っておこうと。入ってから延長保育を利用したり、さまざまなことをしようという方が内在しているのです。

白と黒ときちんと別ればできるのですが、グレーのグラデーションがずうっとあるわけです。その1号と2号の関係があるわけです。同時期にやらないと、特に供給が需要を上回っている園、具体的に言うと、入りにくい園です。このような園の場合は、それが非常に顕著に表れるということになるだろうと思います。

【委員】

素人な質問になってしまって申し訳ないのですが、これは認可したら、毎年、認可ということを受けるのですか。

【事務局】

1回限りです。

【委員】

今、お話しているのは、このたび幼保連携型認定こども園に申請して、一度認可を受けたら、来年10月とか、2月とかではなくて、ずうっとそのまま認定こども園になるのですか。

【事務局】

おっしゃるとおり認可は続きます。

【委員】

私かわからなくなったのは、認可は施設の問題の話で、入所するとか、入園するとかは子どもの話です。施設のは逆に言うと、とにかく4月にスタートしなければいけないので、

このたび早く施設の許可を出しましょうということですね。そのタイミングが、ある意味、来年に限りという話ですか。

【委員】

そういうことです。1回目に限りのことを言っているのです。1回目に限りなのですが、その園にとってみると、来年に来るはずの園児が来ないケースというのは、園が潰れるというケースなので、しっかりとした園児の募集をしたいわけです。

【委員】

それは認定こども園のことですか。

【委員】

幼保連携型認定こども園で、来年からうちもなろうと思ったときに、申請書類を出して、2月か3月でないとなれるかどうかわからないということは、「10月の段階ではまだわからないのです」と保護者に話できないです。

【委員】

そういうことですか。

【委員】

1回目だけのことなのですが、それは非常に大きなことなのです。

【委員】

そうなのですね。

【委員】

これから順次なっていくますから、毎年、その同じ園でなくて、他園です。制度としては、ここの決まる制度が少ししんどいのではないのですかと言っているわけです。

【部会長】

子どもの募集の時期と、これが関係するからというご意見ですね。先生がおっしゃっているように、子どもの募集の話と認可の話は違うはずなのですが、関係するというです。ですね。

【委員】

関係します。

【部会長】

はい。その件については、今、ここでどうなのかと決めるわけではないので、ご意見ということでよろしいですか。ほかにないですか。

【委員】

よろしいですか。

【部会長】

はい。

【委員】

今回の「子ども・子育て支援新制度」というフル名称はそうですが、これは二つの言葉

からできていて、子どもに関する新制度と、子育て支援に関する新制度がくっ付いたものなのです。従来からの議論で、従来の保育所が持っている機能や処遇、幼稚園の持っている機能や処遇というものの高いほうに位置づけましょうということは、子ども新制度の本来の趣旨であったと思います。

そのことから考えると、今回の制度は、高いほうに位置づいていないと考えられる点があるのです。特にそれが保育所の制度を強く引きずっておりますので、市町村単位でさまざまな施策が違います。

具体的に言うと、私立幼稚園の場合は、今日の資料の一番最後に付けさせていただいた資料をご覧ください。

もともと私立幼稚園は、広域から子どもが来る。この考え方は、教育は選択ができるという考え方で教育は成り立っています。

保育所の場合は、先ほど先生がおっしゃったように、第二十四条ということで、市の保育実施義務を委託されていると。市単位で割とくられるということが従前からありました。私立幼稚園は、市単位ではくられずに、大阪府内、他府県も含めて、さまざまな所から選択して、その園の教育内容がいいということで来ていただける方々ばかりなのです。ここでわかりのように、何百人という子どもが市をまたいで出入りをしております。例えば豊中市ですが、隣の箕面市から障がいを持った方が私どもの園に来られているというときには、その障がいを持った方の診断書がきちんと出ると。保護者も納得しているということであると、大阪府に申請をして補助金をいただくということが可能でした。今回の制度、例えば同じようなケースのときに、豊中市の当局に対して、障がいの持った子どもがいるので、この子どもを障がいの認定をしてもらいたいということを申し出ます。従来、豊中市の市民でありますと、判定委員会を開いて、保育を観察して、そして、この人には必要ですねということで加配を付けましょうということになりますと、年額その子どもに240万円の加配の措置の給料が出るのです。それが、箕面市の子どもが私どもの園に来ていた場合、障がいを持っていて同じような判定が出ているにもかかわらず、箕面市の子どもにはそれが出ないだろうと想像いたします。

それと同じように、市の中で、市と市をまたいで入園している子どもたちに対して、保育料やさまざまな保育に対するプラスの加算が、その市の中でそれぞれ違いますので、保育料も圧倒的に違います。その園に入られたときに、子どもたちの保育料の徴収は、私ども施設側に義務があるにもかかわらず、ものすごく多岐にわたった徴収事務も行わなければならないところも発生するだろうと予測されているのですが、事務員に対する手当は、残念ながらきちんと出ておりません。その中で、今後、非常に混乱が予想されるということが1点目です。

A3の資料を見ていただきますと、例えば豊中市と吹田市をご覧いただくと、豊中市の幼稚園に来ている吹田市の子どもは422名です。5600人、6000人弱の子どもに対して422人が吹田市の園児なのです。これが一番大きいのですが、箕面市からも341

人が来ています。そのように隣接している市、大阪市からも108人が来ています。隣接している市からかなりたくさん来ていますし、茨木市と吹田市、高槻市とか、710人ぐらい茨木市の園に行っているとか、そのようなことが現実には起こっておりますので、子どもたちのそのようなところは非常に不利になるということです。

もう一つ、プライバシーのところは消しておりますが、これは大阪府の私立幼稚園連名の役員の中で、「このような問題が発生しているのだが、どのように対応したらいいか」ということで、メーリングリストのやり取りです。

見えないように消しているのはプライベートの名前が出ますのでこのようにさせていただきますが、吹田市の子どもが大阪市の園に入っている場合に、大阪市の「来年は吹田市の子どもは見ませんよ」と言われたということから始まっているのです。お話をしていた内容については、「内部で検討したが」と市の回答です。「やはり他市の子どもの継続入所の取り扱いはできない、新規申請として毎年度お申し込みいただくしかありません」ということで、市から回答があつて、その園児は、大阪市の園に継続していることができないといった明確にされたのです。ただ、これを知って、大阪府の子育て支援課から大阪府に連絡をしていただいて、結果的には来年度は許しましょうとなったようです。しかし、「来年度は」なのです。

今後、このように市と市の間をまたぐことのできない、特に2号、3号の子どもというのは、先ほど部会長がおっしゃったように、認定こども園になっていって、質の高い、いい保育を担おうという思いを持っているにもかかわらず、残念ながらこのような事例が出てきてしまうと、園は教育の選択も守られないということになりますし、非常に認定こども園になることに困難になるということを感じてしまうということが1点あるのではないかと思います。いかがですか。

【部会長】

先生の投げかけは、皆さんへの意見を投げかけられているのですか。

【委員】

ここで議論をするという意味で、そのようなことがあるのだけれどもどうすればいいのでしょうかということですねということです。

【委員】

おっしゃるとおりで、保育のほうではこの状況、他市からの入所というのは、現実的には少ないのは事実だと思います。理由は、東大阪市にしましても、待機児童を抱えている中で、他市からの園児をお受けするというのは、本来入るべき市町村の子どもを一人断って、八尾市からだと八尾市から入ることになりますので、当然議会の内容も、先生がおっしゃっているような、補助金の加算の在り方も事実あります。自園でも八尾市さんからも受け入れしたこともありますし、そのような場合、八尾市さんからの補助金はありませぬ。運営費そのもののみになります。しかし、近隣でお勤めいただいている方については、今まではきちんとした事情があれば、他市からの入所も受け入れさせていただ

ております。

県をまたいでというご希望はあるのですが、うちは奈良県からは難しいです。生駒とか東生駒でしたら、ニュータウンから離れた所に幼稚園さんがあって、保育園さんがあって、通勤圏の駅に向かう所には幼稚園、保育所がないと。そうすると、駅で電車に乗ってから、うちは駅前に戻ったのですが、個人的な理由からすれば、駅前に保育園がありますので、そこで乗って、次の電車に乗れるという状況にありますので、東生駒、生駒から希望はありましたが、なかなか県をまたぐというのは難しいところかと思います。

【委員】

ただ、豊中市などは、隣の尼崎市と隣接していて、川を挟んで一本なのです。尼崎市から豊中市にはいっぱい来ています。尼崎市は、電話番号が「06」の所でもあり、大阪市みたいなものなのですが、一応県としては兵庫県になっていて、このようなケースは、大阪と兵庫県、大阪と奈良県だけではなくて、全国的にたくさんあるのだろうと思います。そのことはどうなのでしょう。

【部会長】

例えば管外委託という形で、保育所の場合は、他市の分でも管外委託をお願いするということをします。そのときに、今、先生が例に挙げられた障がい児保育などは、管外であっても、市によるかもしれませんが、障がい児保育の加配をしている所もあります。

【委員】

そうですね。僕も存じ上げないですが、今、先生がおっしゃったように、普通は運営費も一番シンプルな国の決めている運営費だけをやり取りするということです。それ以外のさまざまな加算は飛んでしまっていないというのが一般的と認識をしておりました。

【部会長】

そうですね。先生がおっしゃるように、管外委託そのものが非常にレアケースというか、待機児童などのこともあり、市の中が優先になることもあります。

【委員】

どうしてもそうなりますね。

【部会長】

待機児童の問題とかありますね。

【委員】

これが定員を割ってきて、待機児童が解消された上であれば、ある程度フラットになってくるのですが、やはり市町村の補助金というものが相当保育所に対しては、それぞれ必要なものなのですが、手厚くはさせていただいていますので、その辺が、1件、2件と出てくると、今、現行の保育所ですが、これから認定こども園になったときには、その辺の壁というのは少し低くなるのかと思います。

ただ、われわれ保育所からなりますので、今までよりも緩くなるのかとイメージはあるのですが、先生方からすると、逆にハードルというか、壁が高くなるという思いなのかも

しませんが、その辺は僕らはわからないところでもあります。

同じようなケースでいきますと、先ほどの資料2に出ておりました「お弁当の日」ですが、先生が前回、前々回、「お弁当は文化」ということもおっしゃっておられたかと思いますが、われわれ保育所指導、大阪府の行政指導の中には、「お弁当の日を設けるな」というのが大前提としてあります。仕事をしておられる、就労しておられる保護者の方々の部分でありますので、そのこのところで「お弁当の日を設けていいよ」ということになる、これが加算というよりか、減算のところ、幼稚園さんから移行した所は、土曜日の給食はしないという所は減算になっています。そうすると、毎週水曜日の日に設けたら減算になるのかならないのかとかにも関わってきます。

もう一つ、われわれが今まで受けてきた指導の在り方、行政指導をいただいてきたお弁当の日を設けない、基本的には設けずにしてきたと。特に外国籍の方などは、うちの泉北などもそうなのですが、2割ぐらい中国の方がいらっしゃる、餃子をつめてきてとか、お弁当という生活習慣が、ほかの国では文化としてないものですから、そうしたところでも行事の中では、指導というか、お願いしながら、少しずつは変わっていくのですが、やはり外国籍の方は意外と、おにぎりを作るとかの文化も慣習もありませんから、「お弁当を認めてもいいよ」ということになる、われわれも戸惑います。

【委員】

よろしいですか。お弁当のお話が出ましたので、資料2の12ページの(7)の④です。

【委員】

そうですね。④の「自園調理ではなく、弁当を持参等の弾力的な取扱いをすることができる」と。

【委員】

すみません。奈良の少年刑務所に入っている子どもたちの詩集『空が青いから白を選んだのです』という中、読ませていただきます。

「空白、離婚、親が勝手に決める人生、僕らを置いて家を出るとき、母はどんな気持ちだったのか。寂しかったのか。悲しかったのか。それとも肩の荷をおろして楽になったのか。母が家を出て3か月後、父が事故で亡くなった。兄弟3人とおばあちゃんとの暮らし、弁当は自分で作る、だから、開けても楽しみがない、おかんまたきゅうり入れ取るはと、そんなこといっぺん言ってみたかった。夜遅く帰ってきても、友たちを呼んでも怒る人もいない、楽だと思ったけど、本当はしんどかった。

20歳のとき、母から連絡があった。母は旅館で働いていた。10年ぶりに会うことになった。どんな顔しよう。何しゃべろう。でも、会ったら、不思議と言葉も出て、いつのまにか笑顔で話していた。一緒に住むことになって、母は仕事に行く僕に弁当を作ってくれた。通勤途中でそっと開けてみたら、卵焼き、から揚げ、ウインナー、僕の好きなものばかり、離れていても知っていたのやと。子どもの好きなもの、これから毎日10年分の空白を弁当箱につめていきます」という詩があるのです。

僕は、お弁当という文化は、先ほどおっしゃったように、日本の独特の文化だと思いません。僕も諸外国を見ていて、こんなに豊かな文化はないのではと思いますが、保育所は、従来いろいろな事情の中で、弁当を否定してきたのです。ただ、今回の認定こども園の制度は、保護者が選ぶということが基本的な枠組みになっています。その選ぶ内容を私どもがきちんと開示をして、同意書を得て、私どもの園に来ていただくと。特定徴収と呼ばれる保育料の上積みもあります。実費も徴収させていただきます。そのような中で、園の運営をしていくのです。

従来の保育所の制度がそうであったからといって、すべての園が弁当にしたらいいと言っているわけではないです。その園が教育上、そして、食育の面から、このほうがすぐれていると思ったときに、もちろん行事のこともあります。園外の保育に行きたいということもよくあります。そのようなときのために、弁当を設けることは、この書きぶりだと、拒否されてしまう書きぶりになりますので、これは取り下げてください。

私、文章を考えてみました。こんな文章はいかがですか。④の国がこのように言っているところまでは、聞き合わせもされたと聞きましたので、そのとおりなのですが、「国の解釈を原則とします」と。国が解釈しているのを歪めるわけにはいきません。しかし、「幼保連携型、幼稚園型、保育所型においては、1号、2号を合わせて学級を編成することから、食育や教育上の観点から、園の判断による弾力的な弁当を否定するものではない」という書きぶりで、園として、保護者とも納得を得ながら、そのような形でやっていくことを弾力的に認めるようにしていただきたいと思います。そうでないと、まるっきり保育所を被せられたのと同じことになります。

ただ、3歳未満児の3号認定の子どもですが、ここはお弁当はなかなか難しいのではと思います。例えば自分の弁当一つを他人の弁当と区別することができずに、他人のものに手を出してみたりということもありますし、3号については、一定給食がいいのかと思います。ただ、1号と混じる子どもたちについては、これは先ほどの子ども新制度という面から言うと、文化的に高いほうを要求していくことが必要だろうと思います。先生がおっしゃったように、非常に困難なご家庭があることも事実です。その子どもたちの場合は、もちろん園の配慮としては、様々考える必要があると思います。すべからく「弁当だよ」と。「作ってきなさい」とはいかないと思います。保護者たちは、作らないということに対してとても称賛をする方も中におられますが、私どもの関係の保育所の方に聞いたら、「先生、週1回ぐらいならいいよ」と。「私たちも一度作ってみたいと思っていたの」と言う人もいます。すべての人がどうかわかりませんが、それが弾力的に保護者と園の基本的なきちんとした考え方の基に、許されるような正副の運用の手引き、取り扱いにしていきたいと思います。

【部会長】

ご意見として、もし、そうするのであれば、今、先生の読んでくださった文章の逆もあるわけです。弁当をみんなが持ってきているのに、私も福祉畑で仕事をしてきた人間です

ので、それが「自分だけなかった」という思いを持って保育園、幼稚園とかに行きにくくなる子どももできるわけです。

【委員】

そうですね。

【部会長】

そこら辺が、先ほどからの議論で、幼稚園の文化と保育園の文化を融合させる、どちらもいいところを取り合いながら融合させるのが一番きれいですが、なかなかそのようにならない難しいところがいっぱいあるかと思いますが、そのような意味では、そのような配慮も、どのようにして入れるのかということは、必ずセットのものだと思います。選んでいただく園の特徴があるという先生のおっしゃることももちろんそうですし、ただ、全体のバランスを見て、その人たちが落ちないような視点をどのようにして入れるのかというのは、やはり重要ではないかと思います。

【委員】

いいですか。例えばうちは制服というか、ユニホームを買っていただいているのです。現在でも、経済的にそれを購入するのが無理な方がおられます。それは奨学金という形で私どもの費用をもって用意させてもらって、そっとお渡しするということは従前からしておりますし、従来幼稚園は、2回弁当だったのです。保育所の子どもはずっと給食ですから、幼稚園の2回弁当の日、私たちは、1号と2号の子どもが混じって生活をしておりましたので、保育園の子どもたちには、空の弁当箱を持って来てもらって、厨房でつめて、その子どもたちに持たせていたのです。そこまでやっていたのですが、子どもたちは、例えばこの子とこの子が保育所在籍児としますと、ほかが幼稚園在籍児で、その子どもが弁当を開けると、自分の弁当の中身がわかってしまうから、別に自分を見る必要がないのです。そのようなことがあって、2号の子どもたちも作ってもらえるにもかかわらず、子どもたちにとって、それは本当に辛いのだろうとずうっと思っていました。

これと同時に、今後、早く帰る子ども、長くいる子どもというのが出てきます。認定こども園になったところはそうなります。うちの園の場合は、前のやり方でするので、そのようなあたりも配慮をして、ずうっとしのいできたのです。今、おっしゃるようなことの配慮とともに、子どもたちにとって寂しい思いをさせたくない、親御さんのメッセージが子どもの心に届くわけなので、そのようなメッセージを大切にしながら、私たちの高い教育的な、そこで守られた子どもは、必ず社会を守っていく立場に変わっていきます。

【部会長】

これは大阪府の会議なので、全体の幼稚園さんが、そのようになっていけるような文章化したり、基準点を作らないといけないのではないかと思います。先生の所がやっておられるというのは、私もこの間、見に行かせていただいて十分わかっているのですが、この表現だけで、みんながそのようになっていくというものを作らない限り難しいのではないですかという意味で、バランスのいい表現をしていかないとはいけません。

【委員】

そうですね。表現の方法はいろいろあると思います。この④のままですと、これは否定をされているわけです。

【委員】

ここで終わったらどうなりますか。

【委員】

「とあります」という通知、国から局長通知が出たのです。私たちは、そうなのだ。弾力的にできるのだと思ったのです。大阪府に聞き合わせたら、このようなことを聞いてこられたのです。

【委員】

そこは下の3行ですか。

【委員】

局長通知のまま置いておくという方法もあります。

【委員】

消してしまうということもありますね。

【委員】

多分、公定価格の中にも給食費という費用が含まれておりますので、その辺が、保育園の指導もそうなのですが、「何食も入っているでしょう」というところからこられてしまうと、毎週というと、実際われわれも公立さんの民営化でいろいろな話をさせていただくときに、「一食、毎週土曜日にお弁当にするのなら、一食分を返してほしい」とか、極端に言うと、遠足でお弁当を出すならば、一食分の給食代を保護者に戻してくださいというご意見も中には出てきます。その辺も踏まえた中で、双方が、平成27年4月1日から、エリアで同じようにはならないでしょうが、それぞれの文化を徐々に融合しながら、できるような形でお願いできればと思います。幼稚園さんの文化としても、今までしていることを急には難しいかと思しますので、そのような書きぶりが必要かもしれませんね。

チェックリストとかで、「お弁当の日を設けますか、どうですか」というテクニク的なことが出てくるのかもしれませんが、しばらく3年、5年というところは、移行期間の5年ぐらいまでは、そのようなことを少しずつしながら、われわれも月に1回ぐらいならお弁当の日を設けたいと思いつつも、指導の中でしてこなかったということもあります。

【委員】

月1回も無理ですか。

【委員】

基本的に指導は無理です。どこかへ行くとか、遠足に行くとか、例えば園外保育でも、3歳児でも「お散歩に行きますから、お弁当持って来てください」ということもあります。

ただ、われわれも夏のお弁当は極力避けます。7時半から保育園が始まると、7時には、遅くともお母さんは作っておられるわけです。それから11時半、12時までの間のお弁

当ということですが。6月に入ると、空いてる相談室などクーラーを入れたまま、そこに置かします。冷蔵庫は入れられませんので、そのような衛生的な管理も関わってきますし、そのタイミング的なものも出てくるでしょうから、当然幼稚園さんとなれば、10時に子どもたちがすべて揃ってという中での弁当という、一つのいい文化ということですが、われわれ保育園という保護者の仕事の都合という親の勝手もあるかもしれませんが、それにあわせなければ、子どもたちがどこにいるのかという現状の中で、いいところを取りながら進めさせていただければと思います。

【委員】

おっしゃるとおりだと思います。高いところをできるだけめざすということで、今の現状は違っています。私もそのように思います。ぜひ、書きぶりを少し工夫をしていただいて、国の記載のとおりで収めるのであれば、それはそれですし、それぞれ考えられると思いますが、私は減算はあってもいいと思います。例えば週に一度やらないなら、その分をお返しするというのは、当然この分は払っていますとおっしゃる根拠についてはあるでしょうから、それはOKとっております。ぜひ、よろしくお願いいたします。

【部会長】

はい。ありがとうございます。ほかの点でどうですか。

【委員】

僕ばかりでいいですか。ほかの方も何かあれば言ってください。

【委員】

今の資料2の10ページの⑦の構造上の関係で、2クラスというか、2つのエリアになっているものを1つのクラスとして一体的に見るところですが、これの間に7番の下から3行目の真ん中に「当分の間」と入っているのですが、これは将来的には一つの場所にまとめなさいという構造的な改築も含めたところなのか、「当分の間」というのはどのような意味なのか教えていただければと思います。

【部会長】

いかがでしょうか。

【事務局】

少なくとも、建て替えするときは、そのような状態はないようにというイメージです。

【委員】

今の建物の基準のままでいけば、使える間はそのままでいいということですか。

【事務局】

何かのタイミングで改築などするときは、この辺は、当然解消するように努めてほしいということです。

【委員】

わかりました。移行特例ではしますが、移行特例の5年が終わるときには直しなさいということではないですね。

【事務局】

特に5年とか、10年とかではないです。

【委員】

わかりました。

【部会長】

はい。ありがとうございます。ほかにどうですか。

【委員】

西宮市の例ですが、西宮市は、割合と早い時期から認定こども園のことに対する住民説明会をなさって、周知が割と進んだ市と聞いておりますが、私立幼稚園で幼保連携型等に移行される所が少なかったという現状もあって、たくさんの情報を得られたにもかかわらず、2号になって入りたいという方が爆発的に増えて、今、市の電話はまったくつながらない状況になっているということです。

西宮の先生が「大変なことになっている」ということをおっしゃっておられたのですが、他の市でも、従前、私立幼稚園に入っておられる方で、「私、2号でいこう」とお考えを変えられて、今まで長時間保育を単発で利用なさっていた方が、2号として申請して入り直す方が出てくる可能性がとても強いです。

非常に多くの方がその応募に入ったときに、2号の定員の枠は、当然パンクいたします。私たちは、2対8でいこうと共通で話をしていますが、8が1号で、2号が2割という比率が、幼稚園らしさを担保しながら、要求に応じていくことになるのではないかと。多くとも3対7という形かという話をしておりました。ところが、従前の私どもの幼稚園の在園生の50人、このうちでいうところの約2割5分ぐらいは、ホームクラスというのを使っているのです。この方たちは、長時間保育を定期的に使っている子どもたちですから、少なくとも保育短時間の認定は必ず取れる方々ですが、そのような方々が2号にみんな申請されると、うちの2号は、定員からすると入れないことが起こってくるというのを各市町村ごとに、今後、どのように対応なさるのか、私は、非常に大きな混乱が起きるような気がしてなりません。

もう1点、それに関連してですが、市の現在受け付けておられる保育所に入る2号、3号の子どもを受け付けておられる窓口では、来年4月から、認定こども園、幼保連携型、幼稚園型になる園の細かい情報の開示をしないまま、2号、3号の受付をなさっているのです。決まるのは、先ほど先生がおっしゃったように、1月末に「あなたは何とか保育園に入れましたよ」という通知が来ます。そして、何とか保育園に2月の初めの入園説明会に行きました。そこで入園の園の内容を聞きました。「特定徴収はいくらですよ。うちはユニホームが何万円いりますよということでもいいですね。同意書を書いてください」ということに今回からなるわけです。そのようなときに、「聞いていないです私」ということが起こってきます。2月の段階でこの園に行かないと決められると、その方は路頭に迷って入る所がないということになる可能性が強いのですが、そのあたりについてはどのように考

えたらいいのでしょうか。

幼稚園が認定こども園に、幼保連携型なり、幼稚園型に移られるところが相当数ありますので、今、私学・大学課とご相談申し上げて、一定調査を幼稚園にして、その調査で集めた集計の情報を各市町村にすぐにお送りして、各市町村でその周知をしながら受付をしてほしいというお願いをしようと相談しています。私学・大学課の方、そのあたりいかがですか。

【事務局】

今、先生がおっしゃっていただいたように、私学・大学課のほうで、今日にでも発送したいと思っておりますが、各施設における特定負担額がいくらになるのかとか、実費徴収の額がこうなるのですとか、そのような情報を吸い上げさせていただいて、各施設ごとにまとめて、それを市町村にお知らせするという作業をやっていきます。1月の第一週ぐらいには、取りまとめをして、次の週には市町村にお配りしたいと思っております。

【委員】

よろしいでしょうか。

【部会長】

はい。どうぞ。

【委員】

今の先生のお話の中で、2号、3号であるならば、多分、募集の段階で定員は示されています。東大阪市でいきますと、2号、3号はどの施設がありますよということで、2号認定は、幼稚園さんでも、幼保連携型で3号まで受け取られる所と、幼稚園型で、2号だけですよという定員の所がありますので、それぞれの定員枠は、当然分けておられますので、そこに入れるか入れないかは、今までの保育園と同じような形になろうかと思えます。

【委員】

ただ、新しくなった所は、特定徴収など条件がいろいろと付いてきます。

【委員】

それもある程度のことは出しておられるのではないですか。

【委員】

出していません。

【委員】

東大阪市は、ある程度出しておられると思います。それと、堺市さんなども、1号、2号、3号の冊子にして10月ぐらいに出しておられました。

【委員】

ただ、そこに徴収額とかは書いていないでしょう。特定徴収の金額など書いていないでしょう。豊中市は出しています。

【委員】

そうですか。

【委員】

幼保連携型で、何歳が何人、何歳が何人というところまでは出しておられますが、仔細は出してない所については、わからないままで申し込みされているみたいです。

【部会長】

今、調査されていて、今後、市町村にも集められて説明会もされますよね。

【事務局】

市町村には情報提供を速やかにすると。1月中旬ぐらいにはお渡しするという話です。それをもって、大阪の管内にある保護者の方に周知をしてもらう。今、申し込んで施設がどのような状況か知っていただいた上で、申請ていただくことをご理解いただくということなのです。

【部会長】

それは市町村に徹底できそうだとということですか。

【事務局】

徹底していただくということです。

【部会長】

大分、問題提起してくださって、それが見えるようになるということですね。

【委員】

多分、今年だけですね。来年からは、情報化公開のところで、衛星都市も、市町村も、中核市、政令市も大阪府のホームページに一元化されますので。

【委員】

そうなのですか。それであればわかりやすいですね。

【委員】

施設情報がすべて出ます。

【委員】

今年は過渡期ということですね。

【部会長】

いろいろなことに気付いて提案してくださって、少しずつでも手が回ればいいですよ。ほかいかがですか。

【委員】

細かい問題が本当にわからなくて申し訳ないのですが、保護者の立場として、今後、認定こども園が、幼保連携型認定こども園というのが広がっていくときに期待することということをお伝えしたくて、それが認可するとき、基準の中に盛り込まれているかという視点でお話しさせていただきたいのですが、例えば職員配置とか、ハード面のことはいっぱいあるのですが、障がいを持っている子どもを受け入れるとか、チェックする項目の中にアレルギーを持っている子どもを受け入れるとか、あと一人親の子どもを受け入れるとか、先ほどお弁当のチェックとおっしゃったので、それもあると思いますし、大事なことなの

ですが、教育方針の中でも重要なことだと思いますが、保護者としては、受け入れるかどうかの現実はともかくとして、そのような意向を申請の段階で、「どれほど受け入れる気持ちがあるのか」ということがわかるようなチェック項目があればいいのかなと思います。

例えばその中に、「待機児童はどうするの」「入れられなかったね」とか3号の子どもを受け入れるかどうか、チェックするしないは別として、私たちはそこが気になると思います。

もう一つ、子育て支援の中に、研修への参加、やはりこれも職員なのかなと思いますが、職員の配置を「参加するための勤務体制の計画」と書いてあるのですが、そもそもそれ以前に、研修を積極的にやっていくとか、それでないとだめだということではなく、そうでなくても、おそらく多く認可されていこうと思っておりますが、そのようなところが子育て支援要素が入っていくときに、3号でも受け入れてくれるような幼保連携型認定こども園が増えてくればいいのか、いろいろな状況になって、子どもと親の状況が変わったとしても、柔軟的に受け入れてくれる所があるということと、あと子育て支援で、在宅子育て家庭で、二人とも幼稚園に行かせたという人でも、もし、保育的な機能もあるのだとすれば、在宅子育て家庭は、一時預かりをととても希望しているのです。多分、ここでは、延長保育とは言いませんが、在宅で預けたい、子育て支援事業の中で、一時預かり、在宅の子育て家庭を受け入れるよというような項目もほしいです。積極的に受け入れるみたいなもので、こんなこともするとすると、在宅子育て家庭は助かることがわかります。

今、いくつか言いましたが、何か園として、このようなことに取り組むという子育て支援の項目が出されればいいのかと思います。

【部会長】

ありがとうございます。今、どこかその箇所がありますか。事務局のほうで、今、先生がおっしゃったところはどうか。

【委員】

細かくはなかったと思いますが、先ほど申し上げた来年4月から情報開示される項目の中には、すべて含まれているかと思います。一時預かりしているかとか、アレルギー除去策までしているかとか、その対応まで書かれているかと思います。基本的に保育所の場合には、アレルギーについては、除去策まではさせていただいているのが基本かと思いますが、一時預かりも、待機児童が多い所は一時預かりも非常に多いのですが、逆に在園児として定数外を受け入れていくと、スペースがなくなってしまって一時預かりの受け入れができなくなってきます。逆に待機児童が減ってきて、少し定数外の入所も減って、余裕ができると、今度は、一時預かりの子どもも少なくなってきて、どちらで入っているのというところもありますが、情報開示ですが、参考資料でもお出しいただければと思います。

【委員】

私が心配していることは入っているということですね。

【委員】

基本的には含まれて、情報開示されるようになると思います。

【部会長】

申請書、これは今、使っているものでおっしゃっていますが、これに変更の可能性、今の意見を聞いて、変更の可能性はあるのですか、ないのですか。

【委員】

そこは、認定するかしないかというところに入ってくるかどうかでしょうね。

【部会長】

今、おっしゃった情報開示されるのと、申請にあるのとは、また別なのですか。

【委員】

子育て事業のところ5つのうち1つを選ぶとあります。そこはチェックが入ってくるので、どれを選択するのか、1つ以上というのは1つか、3つかで、現行でいくと、東大阪市は3以上と条件を付けているのです。今回、大阪府さんは1つ以上になってきますので、どれかをしていけばいいという条件ですから、多分、それほど申請の数は増やしてこられないと思います。その辺の書きぶり、できるだけ多くしていることについては、複数書いてくださいということになれば、そこでは出てくると思います。

【委員】

そうなのです。あることもわかっているのですが、非常に少ないという感覚というか、具体性があまりないのかと思います。

【委員】

そこは添付書類の別添のところから出てくるのではないのでしょうか。

【事務局】

別添の1です。

【委員】

別添の1とか、2の「子育て支援事業計画書」というのは別添2に付いてきます。

【事務局】

別添2が子育て新事業の内容的なものです。

【委員】

そこに詳細が書かれてくる可能性があります。

【委員】

そこにチェックして、意向ですよ。これをざっと見たら、ハード面のことを数字で見えることはしっかりしているし、それも非常に重要なのですが、認可するとすれば、質的なことを何で計るのかというときに、このような子どもに、教育方針ももちろん大事ですし、そのように書くところもあったかと思いますが、あってもいいのかと思います。それで認可しませんということはある得ないでしょうが、意気込むということだけです。質的なことであまり計っていないと今まで言われてきたので、あれば教えてください。何かチェックするだけでも全然気持ちが違います。

【委員】

今の先生のご意見と、先ほどの弁当のことにも関連するかと思いますが、チェック項目を私たちがもとの資料にあたって、どのように見るかということで、その視点が難しいと感じました。弁当にチェックが入っていれば、それでいいのかということ、そうでもないだろうと思いますし、それぞれ園がある地域の状況も読みながら、チェックの意味を読み取っていかないといけないということ、今の先生の意見も合わせて感じました。

この部会でどのように見ていくのかということが非常に重要なのかと思います。1か月に50件、今年度に関してはやっていかないとはいけません。物理的に可能なのか、やらなければいけないと思いますが、チェックの背後にあることをどこまで読みながら、認可していいのか、あらためて責任を感じている次第でございます。質問ではないのですが、チェックの読み方ということ私たちがしっかり認識して、その視点を明確にしていくことも重要かと思えます。

【委員】

視点からの発想ですね。

【部会長】

ごめんなさい。もう一度確認ですが、申請書は、このままでチェック票の可能性があるということですか。

【事務局】

申請書も変わります。今、変えている最中です。

【部会長】

今の意見を反映して出すということも可能だということですね。

私も民間委託とか、指定管理とかの仕事は今まで何回かさせてもらいました。今、先生がおっしゃったような、配点をこのメンバーで、「ここが重要だよ」というところがある程度出てきたら、その枠を作ってもらったり、あるいはそのポイントの点数を高くする作業をしてきたのですが、そのようなことがあり得るのでしょうか。

【事務局】

確かに、そのような形であれば、配点をどこにウエートを置くかが重要になってきますが、この申請は規則で定めているのですが、法規的な観点から見ると、国が「ここここを聞きなさい」と言っているところが入っているかということになりますので、そのような意味では、今、このような形になっておりまして、それ以外のところを載せるかどうかというところは、できなくもないのですが、それであれば様式のどこかで記入例みたいな形で示して、「このような要素を入れてほしい」という誘導というのはできるのかと思います。新しい様式を作るのは難しいですが、今までの様式の中に「このようなところに注意して入れてほしい」ということはできると思います。

【委員】

希望として言っただけです。新しい様式のチェック項目というのは、新しくできた制度

で、期待されていることはそのようなことではないのかと思ったので、認可をするときも、視点みたいところが、この新制度のところで伝わるような、今、どこは言えないのですが。

【部会長】

その記入例があれば、今、先生がおっしゃられたように、地域との関係も限られてはいませんが、汲み取ったり、見えたりする可能性はあります。新事業の選択ページですか。何ページですか。

【委員】

ページはないですが、資料9の1枚めくって右側です。

【委員】

右側の資料です。

【委員】

何を書いているのかわからないというのは失礼なのですが、記述が何かあると思いますので、すべてチェックされてしまいます。

資料9のこれを書くのですね。

【事務局】

今の分はこれです。

【委員】

それが8に変わるのですね。

【事務局】

変わるとすれば、今、資料5のシリーズに変えようと検討しているところです。

【委員】

では、その資料5に入っていれば。

【委員】

それとあわせて、別添の計画書とかありますが、ここについては、現行のわれわれが作っている計画書を代替というのは大丈夫なのですか。

ここに書かれている「食事の提供計画書」などは、われわれにとっては、食育計画とか、情報開示とか、研修計画とか、いわゆる教育及び保育全体計画書というのは、われわれ「保育関連」というのを作らせていただいているわけです。その中には、ほとんど含まれているかと思いますが、そのようなものの代替といえますか、別添でここに書いていなくても、できるのかということですが、どうなのでしょう。

【事務局】

今、進めている最中なのですが、幼保連携型については、保育課程なり、教育課程なり、全体的な計画を作らせていただいておりますので、その添付で、その辺の記載内容のところを省略しようと思っておりますが、ただ、幼稚園型、保育所型の部分については、教育・保育をトータルに、幼稚園型であれば、幼稚園認可プラス認可外という扱いになりますの

で、全体をトータルというのではないということもありますので、幼稚園型、保育所型については、そのあたりが残るのですが、幼保連携型というのは、両方とも備えた施設ということですので、全体的な計画を出していただくことで、そのようなところは省略できるという方向では検討を進めているのです。

【委員】

そのこのところ、保育課程ということからすると、今回、幼保連携型で求められているのは、指導計画が求められています。保育課程、教育課程のところは求められていません。

【事務局】

それが全体的な計画という名前であるのです。

【委員】

保育課程、教育課程の求めているものですか。

【事務局】

保育課程に相当するのは、全体的な計画という名前のものだと思います。

【委員】

その辺も、できれば簡潔に見れるように、詳しく文章を書いてしなくても、この計画書については、これを代替にさせてくださいとか、お願いしたい事と、もう1点が、資料9の3ページ目のところなのですが、法人の定款、登録事項の説明というところについては、いつ、どのようにしなければならないのかということが、まだ何も示されていない、われわれにとっては、定款を変更しようとするれば、理事会承認を求めた上で、定款変更となってきますので、これを1月のところで出そうとすると、この時期に理事会を開いていないと定款変更はできないこととなりますので、求められている添付書類の中に、来年度以降は間に合うかもしれませんが、今年度については、承認後の申請というか、設定していかなければいけません。

【事務局】

この段階では、定款（案）という形で出していただいて、でき次第差し替えるという取り扱いです。

【委員】

そういうことでいいのですね。

【委員】

申請の時のことを書きなさいということです。

チェック票の3枚目の裏側「職員の資質の向上」のところなのですが、先ほど、幼保連携型の場合の話をしました。2対8、3対7と言いましたが、例えば2号児が6とか7いて、1号児が3とか4しかいない、2号児のほうが割合が多い、3号児もそれにプラスするという園は、今後発生してくると思います。

今回のこの制度は、申し上げたように、子ども新制度と考えると、9時から2時ぐらいまでは、教育の時間と規定されたのです。9時から2時までの教育時間は、1号と2号の

子どもの両方とも混ぜて学級編成しなさいという指導があります。ここの教育時間のところで、例えばインフルエンザが10人出たとか、おたふく風邪がうんぬんというときに、従来、幼稚園ですと、教育時間ですから、幼稚園では学級閉鎖をしました。新しい制度のときにはどのようになるのですか。そのような問題もあります。

僕がここで言いたかったのは、職員の資質の向上のところで、現実には、学級担任制を取らなければいけないのに、今回は配置基準ですから、学級担任制は取れないのです。

先生方もよくご存じのように、学級担任というのは、学級が開いているときは、基本的には必ずいる人なのです。子どもたちが全員9時に揃うのであれば、9時には必ず学級担任がいなければいけません。そして、2時に帰るまでいなくてはなりません。幼稚園の場合は、1学期、2学期、3学期と学期編成をします。1学期中は、職員は、基本的にウィークデーに休暇を取ることは基本的にしません。子どもが来ているときは必ずいます。そして、9時には必ずいます。

ところが、職員配置定数になると、例えば5歳児の何とか組みの担任も、遅出ということをするわけです。遅出は10時半にしか来ません。子どもが9時から揃っても、本科がスタートしていても、学級担任がいらないという状況が出てきたり、午睡の時間やさまざまな所で研修に行かせるということですが、基本的に保育所は8時間子どもに向き合うように労働を考えられていますから、代替が4人ぐらい入るのですか。ところが、そのようなことでは到底2号、3号が増えてきたときに、従来の保育所のように、研修にはなかなか行きにくい、ミーティングも記録もやりにくいです。0歳児、1歳児を見ていると、私立で15分に1回みんな子どもの息を確認したりしに行かなければなりませんから、その場を離れることもできないと、このような現実の中で職員は働いています。

ここの資質の向上をやるのであれば、学級担任がきちんと担保できるような条件があるのですか。運営費の中にあるのですか。そのようなものがきちんと担保された上で、研修に行けるような体制が取れるのではないかというふうなことがあるのに、従来の保育の低いほうに入っているのです。

小学校の先生は、5時間、6時間目まで授業はしますが、放課後児童クラブは見ません。放課後の子どもは担当しません。そこには違う人が来ます。それと同じような体制が、この中で取れることが担保されている中で資質の向上を言いなさいというようなことです。

【部会長】

いいですか。その辺の考え方、どうぞ。

【委員】

公定価格がまだ出ていません。12月25日に出ます。クリスマスプレゼントみたいに出てきますが、25日にならないとどれぐらいのお金が付いているのかわからないので、はっきりしたことが言えないのかもしれませんが、現実には出ないです。8時間子どもに向き合うような制度しか作りえないと思います。その中で、資質の向上に務める研修とか、記録・ミーティングとかというのは、本当に至難のわざです。

【委員】

保育士は、研修されていますよね。

【委員】

それは、中は大変です。

【委員】

保育のほうはクラス編成の中で、複数の担任が入っているクラスのほうがほとんどだと思います。今の現状からいきますと、障がい児などが入っていたりしますので、そのクラスで、よその保育所はどうか分かりませんが、うちは基本的には、そのクラスを運営する担任がどこかのタイミングで、できるだけいるようにさせてもらっていますが、しかし、完全にいない場合もあります。違う職員が代替で入っていることもたくさんあります。

どうしても11時間、11時間半の時間の開所時間の中で、職員体制を8時間労働と、基本の中で見ていこうとすると、それは無理な話であって、その中でいかに調整を取りながら、出ていくのか、研修に行かすのかは、苦労しているところです。

それと、できるだけ有給もと思っております。われわれ夏休みとか、春休みとかはありませんので、その中で、常時、定期的にお休みを取りながら、リフレッシュしながらということになってこようかと思えます。

その考え方がある種、例えば体操の先生が来たら、「体操の先生に任せます」という所もあるわけです。うちは基本的に外部を入れていませんので何とも言えませんが、よその保育園さんなど見ても、体操の先生が入っているときは、「体操の先生に任せています」という保育園さんがいらっしゃれば、その辺は、逆に言うと、クラスの担任でない方が見られる時間帯もあるわけですから、そのようなところも、それぞれの保育園、施設のやり方、方法もあると思いますし、市町村によっては、補助金の人的な加配がある所、ない所、これも大変大きな差になってきているかとも思いますし、公立の保育所さんであれば、5時以降は全然別の職員さんがいる所もあるでしょうし、その体制によっては、研修に出やすいか、出にくいということも難しいでしょうが、ただ、事実、難しいのも先生がおっしゃるとおりだと思います。今度も、加算でも何日分というものしか付いていません。

【委員】

資質を上げるため、高いほうに合わせるはずだったのに、結局、そのような11時間対応の配置職員のような考え方になって、3歳児、4歳児、5歳児は教育時間というのに、その教育時間の担任も、そこにきちんとした確保ができにくさということで、結局一つにしたことによって、低く低くなってしまっているのではないのですかという見え方も一方でします。

【部会長】

何と言いましょか、高い低いというのは主観ですよ。そうではないでしょうか。

【委員】

人の配置というのは、物理的な環境もそうです。

【部会長】

例えば先生から学校の例も挙げられたのですが、今、学校が1人担任で朝から晩まで、まるっきり1人担任で見ることがいいのかという議論があり、TT（team teaching：チームティーチング）という考え方で2人でクラスを見ていくとか、順番でもう少し資質を上げるために、交代で研修を充実させようという方向にもあるわけです。今の小学校の1人張りつきでぴったりしているのが高いと言い切っているのか、それが資質が高いと言えるのかという議論もあります。

【委員】

3人担任制という学校を知っていますよ。T市です。

【委員】

小学校と違うのは、愛着の問題があるので、3歳児で担任がころころ代わるというのはあり得ないとか、子どもと保育者たちとのそのような関係性のことでいうと、小学校とは少し違っただろうと思いますが、担任の先生は、子どもたちは一般的に好きです。その人がいてくれると子どもが安心するということもあります。

【部会長】

保育園であれば、3人も好きな人ができるわけですね。

【委員】

好きと、中の人と、下の人がいるのでしょうか。

【委員】

子どもにとっては、よりいいでしょうね。この先生嫌と思ったら終わりというのではなく、いろいろな関わりがあっていいですね。

【部会長】

どちらもメリット、デメリットがあって、先ほどから言われております文化の融合の部分ではないかと思います。必ずしも、こちらがいい、あちらがいいと言いきれないものもあるのではないかと思います。

【委員】

同じような話ですが、多分、定員にもよると思います。幼稚園さんの規模の300名、500名の定員規模であれば、うち一つは210数名ありますし、その保育園でいきますと、なかなか担任の交流というのは難しいです。3歳児、4歳児、5歳児は3クラスずつありますので、そうすると、未満児の保育士と以上児の保育士と、性格とかが違いますので、分けているのも事実です。

120名、90名ぐらいの定員になってきますと、ほぼ0歳、1歳で入った子どもたちは、そのまま3年、4年、同じ所におりますので、園全体の保育士が、すべて自分の担任のような、家族のような保育の規模となります。そのような中で職員の体制というものは、多分、おっしゃっているように、幼稚園の規模であれば、今、文化の違いもあるのかもしれませんが、幼稚園の規模と、また、保育所のような規模と、ほぼ5年間は、うちでもそ

うですが、90名、120名という定員のところできますと、0歳、1歳で入ってくると、ほとんど1歳から5歳まで定員数が変わりませんので、同じ所、逆にわれわれは5歳になってくると、あえて人的な変化を作るために、担任と違う職員を入れるときがあります。小学校に行ってしまうと、クラスが変わるだけではなくて、いろいろと先生方も代わるわけですから、子どものことで縦割りはできても、同じ年齢の子どもは、20人しかいませんわけですから、それをバラバラにするわけにはいきませんので、たまにはA先生と遊びたいとか、B先生と遊びたいと代えながら、あえてする場合もありますし、いろいろなケースバイケースがあつてのことかと思ひます。

ただ、先ほどおっしゃつておられた、研修に行く時間がないというのは事実です。

【委員】

大阪は420ほど幼稚園がありますが、平均園児数が240人です。240人が平均ですから、とても多いです。全国一、大きな幼稚園が多いのは大阪の特徴なのですが、そのことを思つて考えたときに、やはり先ほどの学級担任制の問題は、どうしても否めないし、それがいいと思つているわけではないです。現実がそうですので、そこが認定こども園になっていかれるということは、幼稚園文化を大きく引きずつていかないと、60人、70人、80人の小さな保育園、うちもやっていますから、その辺はみんな知っています。ご家庭の有様までみんなわかります。そのような園とは少し違つているのです。学級担任制をきちんと堅持してあげるといふのは、ある意味、安定につながるのかと思ひます。

【部会長】

はい。ありがとうございます。資質向上のところのご意見でした。時間が押してしまつて、進行が悪くてすみません。3時5分で5分オーバーしています。どうしましょうか。審査基準としてのご意見ということで、皆さんからいただいて、今日、出た意見を何らかの形で織り込んでいただくということと、追加で言い足りなかつたというところも、ファックス、メールとかで、事務局にお伝えいただくという形にさせていただいてよろしいでしょうか。短時間に語りつくすのは、時間が足りなくてすみません。

それでは「その他」の議案3ですが、事務局どうですか。

【事務局】

事務局からは、その他はございませんので、委員の先生方、何もなければ結構かと思ひます。

【部会長】

それではここで議事は終了という形でよろしいでしょうか。進行を事務局にお返ししたいと思います。

(終了)